

6 情報共有・提供に係る介護報酬・診療報酬

(1) 介護報酬

- 介護報酬点数表の関係部分を抜粋しています。詳細については御確認下さい。

医療連携加算

医療連携加算	150 単位／月 (利用者 1 人につき 1 回を限度)
--------	---------------------------------

【医療連携加算】

病院又は診療所に入院する利用者につき、当該病院又は診療所の職員に対して、利用者に関する必要な情報を提供した場合

退院・退所加算

退院・退所加算(Ⅰ)	400 単位／月
退院・退所加算(Ⅱ)	600 単位／月

【退院・退所加算(Ⅰ)】

入院期間又は入所期間が 30 日以下の場合であって、退院又は退所に当たって、病院等の職員と面談を行い、利用者に関する必要な情報の提供を求めることその他の連携を行った場合

【退院・退所加算(Ⅱ)】

入院期間又は入所期間が 30 日を超える場合であって、退院又は退所に当たって、病院等の職員と面談を行い、利用者に関する必要な情報の提供を求めることその他の連携を行った場合

注意: 初回加算を算定する場合は、算定できない。

(2) 診療報酬

- 医科診療報酬点数表の関係部分を抜粋しています。詳細については御確認下さい。

診療情報提供料(Ⅰ)

診療情報提供料(Ⅰ)	250 単位／月
------------	----------

2 保険医療機関が、診療に基づき患者の同意を得て、当該患者の居住地を管轄する市町村又は介護保険法第 46 条第 1 項の規定により都道府県知事が指定する指定居宅介護支援事業者等に対して、診療状況を示す文書を添えて、当該患者に係る保健福祉サービスに必要な情報を提供した場合に、患者 1 人につき月 1 回に限り算定する。

介護支援連携指導料

介護支援連携指導料	300単位(入院中2回まで)
-----------	----------------

(2) 介護支援連携指導料は、医師又は医師の指示を受けた看護師、社会福祉士、薬剤師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、その他、退院後に導入が望ましい介護サービスから考え適切な医療関係職種が、患者の入院前からケアマネジメントを担当していた介護支援専門員又は退院後のケアプラン作成を行うため患者が選択した居宅介護支援事業者、介護予防支援事業者又は介護保険施設等の介護支援専門員と共同して、患者に対し、患者の心身の状況等を踏まえ導入が望ましいと考えられる介護サービスや、当該地域において提供可能な介護サービス等の情報を提供した場合に入院中2回に限り算定できるものである。

注意:当該医療機関に併設する介護保険施設等の介護支援専門員と共同指導を行った場合や同一日に区分番号B005退院時共同指導料2の注3に掲げる加算の算定すべき居宅介護支援専門員を含めた共同指導を行った場合には、介護支援連携指導料あるいは退院時共同指導料2の注3に掲げる加算の両方を算定することはできない。